

第546回（令和6年度第3回）鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和6年8月9日（金）15時40分～16時55分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 植木委員、佐藤委員、道前委員、中野委員、道前委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員、森委員、山崎委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員、福嶋委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 平川労働局長、前田労働基準部長

中塚賃金室長、市村賃金室長補佐、久保田賃金指導官

4 議事

（1）鳥取県最低賃金の改正決定について

（2）その他

5 議事内容

市村賃金室長補佐 ただ今から、第546回（令和6年度第3回）鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、現時点で15名委員全員の御出席を頂いております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

本日の審議会は公開しており、6名の傍聴人と3社の報道機関の方がお見えになっております。傍聴人の皆様には、傍聴に当たっての遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

佐藤会長 本日の議事に入ります。議事の1番目、鳥取県最低賃金の改正決定について

ですが、専門部会の委員もいらっしゃいますので、まず労働者側、使用者側、それぞれ分かれて、専門部会の委員の方から専門部会の委員ではない委員の方にどのような状況だったかということの説明をしていただく時間を設けたいと思います。10分程度いただきたいと思います。

では、会場の準備をお願いします。

なお、公益委員につきましては、昨日、公益委員見解を取りまとめるにつきまして緊急に委員会を招集した関係上、説明の方は終わっておりますので、改めて申し添えておきます。

それでは、休会させていただきます。

〔各側協議〕

佐藤会長 では、審議を再開させていただきます。

それでは、鳥取県最低賃金専門部会から専門部会報告が提出されておりますので、事務局から、鳥取県最低賃金の改正決定に関する報告書の読上げをお願いいたします。

中塚賃金室長 それでは、読み上げます。

令和6年8月9日。鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿。鳥取地方最低賃金審議会鳥取県最低賃金専門部会部会長、佐藤匡。

鳥取県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和6年7月1日、鳥取地方最低賃金審議会において付託された鳥取県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月6日発効の鳥取県最低賃金（時間額854円）は、令和4年度の鳥取県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、最低賃金額の引上げを円滑に実施するため、中央最低賃金審議会、厚生労働本省及び政府に対して下記の取組を実施するよう強く要望する。

1、中央最低賃金審議会への要望。

目安額を示すに際して必ず公労使3者全会一致を原則とすること。地方最低賃金審議会においては、中央最低賃金審議会において労使双方が賛成していない目安額に、なぜ地方最低賃金審議会がそれを基準として審議を進めなければならないのかと疑問の声が多数

あることから、地方最低賃金審議会に対して提示する目安額は、中央最低賃金審議会において、公労使3者が全会一致となる目安額を示すことを強く要望する。

最低賃金の地域間格差の是正について金額の差の是正で判断すること。最低賃金の地域間格差の是正に関しては、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率ではなく、額差の縮小が重要であり、政府目標を含めて認識を改めること。

政府の示した見解に対する妥当性の審議を行うこと。

2、厚生労働本省への要望。

全国地方最低賃金審議会会長会議（仮称）を設置すること。地方最低賃金審議会の公益委員は、労使代表委員と異なり、中央とのチャンネルがなく、また、他県公益委員との情報交換ルートも有していない。全国地方最低賃金審議会会長会議（仮称）の設置を要望する。

地区別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）を設置すること。地方最低賃金審議会の公益委員は、労使代表委員と異なり、中央とのチャンネルがなく、また、他県公益委員との情報交換ルートも有しない。特に近県での情報交換の必要性から、地区別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）の設置を要望する。

ランク別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）を設置すること。地方最低賃金審議会の公益委員は、労使代表委員と異なり、中央とのチャンネルがなく、また、他県公益委員との情報交換ルートも有しない。特に同一ランクでの情報交換の必要性から、ランク別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）の設置を要望する。

3、政府への要望。

需要喚起策や生産性向上の支援を行うこと。中小企業・小規模事業者の最低賃金の引上げに向けた環境整備については労使共通の認識である。政府は、需要喚起策や生産性向上の支援（業務改善助成金の充実、周知等の徹底）を早急に行うこと。また、申請から実際に支給されるまで、複雑な手続と煩雑な書類の提出などのため、中小企業・小規模事業者が申請を断念することのないよう、申請手続等の簡略化に努めることを要望する。

賃上げに伴う各種改正を行うこと。中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分の適正な価格転嫁対策の強化をはじめ、税制を含めて賃上げ企業への優遇措置や社会保険料負担額の軽減、年収の壁の撤廃等、真に効果のある取組を強く要望する。

中期的な工程表を明らかにすること。来年度以降の円滑な最低賃金の議論に資するた

め、中期的な工程表を明らかにすること。具体的には、2030年台半ばまでに1,500円の根拠を示すこと。その際、インフレ率や各種施策との関係性を示すことを要望する。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記の、委員の名前等については読上げを省略させていただきます。

続きまして、別紙1です。鳥取県最低賃金。

- 1、適用する地域、鳥取県の区域。
- 2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。
- 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間957円。
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
- 6、効力発生日、法定どおり。

続きまして、別紙2です。鳥取県最低賃金と生活保護との比較について。

1、地域別最低賃金。(1)件名、鳥取県最低賃金。(2)最低賃金額、時間額854円。(3)発効日、令和4年10月6日。

2、生活保護水準。(1)比較対象者、18から19歳・単身世帯者。(2)対象年度、令和4年度。(3)生活保護水準(令和4年度)、生活扶助基準(第1類費プラス第2類費プラス期末一時扶助費)の鳥取県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(9万3,271円)。

3、生活保護に係る施策との整合性について。上記1(2)に掲げる金額の1か月換算額と上記2(3)に掲げる金額とを比較すると鳥取県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

注釈については省略させていただきます。

そして、そのほかに鳥取県最低賃金審議の経過概要と審議経過を付けさせていただいております。

事務局からは以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。

報告書が取りまとめられた経過につきましては、部会長の方を兼任させていただいておりましたので、私から説明をしたいと思います。その後、労働者側、使用者側、それぞれの代表の方から更に補足等がありましたら、補足をお願いしたいと思います。

令和6年度の鳥取県最低賃金額の金額審議につきましては、7月25日に開催された中央最低賃金審議会において目安答申が行われました。これを受けまして、7月26日に第545回（令和6年度第2回）鳥取地方最低賃金審議会が開催され、同日の7月26日、30日、そして8月1日、5日、6日、8日、そして本日9日にわたり7回の専門部会で審議を進めてまいりました。その中で労働者側委員におかれましては、当初1,050円という額を示されておりましたが、その後1,000円、そして971円というふうに歩み寄りを見せていただきました。他方、使用者側委員につきましては、当初は936円から945円との幅を持たせた形での御提示でありましたが、その後945円ということで御提示いただきました。

しかしながら、昨日の段階で労働者側が971円、使用者側が945円ということで大きな開きがありましたので、どうかしなくてはいけないということで、公益側委員と労働者側委員との協議、そして公益側委員と使用者側委員との協議を持たせていただきました。その中である金額を提示させていただきまして、労働者委員の方では全会一致という条件であれば、その金額でも支持するという話にはなったところではありますが、使用者側委員の方からは、やはりその根拠がないということで、当初の意見を貫かせてほしいということで決裂となりました。しかし、そのときに御提示させていただいた金額は、労働者側委員の方では全会一致を条件とするということでしたので、改めて本日、別の金額を提示させていただいたところでもあります。なお、この金額につきましては、昨日、緊急に招集した公益委員の会議で、五者全会一致で定めた根拠と金額ということになっております。

結論から申しますと、当初、目安として示されていたのは50円でありましたが、鳥取県といたしましては57円引き上げて957円ということで、先ほど第7回鳥取県最低賃金専門部会で、5人賛成、3人反対ということで結審をいたしました。今回、全会一致とならなかったということを受けまして、この鳥取地方最低賃金審議会に御報告をしているところであります。

では、補足等がありましたらお願いしたいと思いますが、まず労働者側委員からお願いします。

河村委員 本年においては7回の専門部会を重ね、慎重な審議を行ってきたところです。この間、多くの資料を御準備いただいた等の円滑な審議会運営に努めていただきました事務局の方々に対しまして、まずはお礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

我々労働者側の委員としては、セーフティーネットとしての最低賃金のあるべき水準として1,050円を掲げ、この水準に到達すべき必要性について三要素も含めた主張をさせていただいたところでございます。審議終盤においては、歩み寄りの根拠を示すことがなかなか難しい中ではありましたが、あるべき水準である1,050円への道筋を見据えつつ、できる限りの歩み寄りを示させていただきました。それが先ほど御報告のありました71円ということでございます。しかしながら、労使双方の立場の違いもある中、提示額に隔たりが大きく、結果として公益委員見解を求めることになってしまったことは残念でございます。急激な物価上昇や労働力不足など、労働者にとっても、使用者にとっても非常に厳しい現下の状況を考えると、公労使が同じ方向性であることの重要性から、最後の最後まで全会一致にこだわって御調整いただいた公益委員に敬意を表したいと思ひますし、最後まで真摯に協議に加わっていただきました使用者側委員の皆様に対しましても、敬意を表したいと思ひます。

今回提示をされた公益委員見解については、我々が主張する、あるべき水準としての1,050円をクリアできるものではありませんが、現下の様々な状況において出し得る最大限の判断であると受け止めております。したがって、公益委員見解を支持する考えでございます。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。

では、使用者側委員、お願いします。

西村委員 先ほど河村委員からもございましたけれども、今回の審議に当たって公益委員の皆様方、事務局の皆様方、そして労働者側委員の皆様方にいろいろなお話、今回、特に私は、初めて参加させていただいたのですけれども、丁寧に、そして分かりやすく教えていただいたこと、協議させていただいたことについて感謝を申し上げます。

今回、最低賃金の見直しというところについては、先ほど労働者側からもありましたけれども、使用者側としても当然見直しが必要だという姿勢で向かっております。そんな中で、では、何を根拠にこの見直しをするのかというところで、私どもとしては、物価が上昇することに伴う貨幣価値の低下、この部分について見直しが必要だという姿勢を当初から貫かせていただいております。最終的に数値について折り合いがつかなかったというところについては非常に残念ではあるのですけれども、今後も引き続き私ども使用者側としては根拠に基づいた姿勢で臨みたいと思っております。これから意思表示の機会があるかと思ひますので、そちらで最終的な意思表示はさせていただきます。今回初めて参加さ

せていただいたのですが、非常に内容的にも充実して最終的には7回審議をさせていただいて、それぞれ一回一回が非常に内容の濃いものだったとっております。我々としての主張もきちんと述べさせていただきまし、審議も尽くさせていただいた結果だというふうに受け止めております。

佐藤会長 ありがとうございます。

こういことで、審議経過については以上となります。

その他御意見等がある方はぜひ述べていただきたいと思います、ありますでしょうか。

(なし)

佐藤会長 それでは、採決の方に移らせていただきます。

それでは、提示されている令和6年度の鳥取県最低賃金額、これを現行の900円から57円引き上げた金額である957円、この金額が賛成であるという方は挙手をお願いしたいと思います。

〔賛成者挙手〕

佐藤会長 賛成は9名です。ちなみにもう一度確認ですが、私は挙げられないんですね。

中塚賃金室長 はい、議決は最低賃金審議会令第5条第3項によって、会長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときには会長の決するところとされています。本日審議会では、会長を除く委員が14名いらっしゃいますので、8名以上が過半数となるということになります。

佐藤会長 では、反対の方、挙手をお願いいたします。

〔反対者挙手〕

佐藤会長 5名ということですね。ありがとうございます。

それでは、賛成が9名、そして反対が5名ということで、賛成の方が多数でありますから、この957円という最低賃金額は結審したということになります。どうもありがとうございました。

それでは、次ですけれども、これで結審をいたしましたので、専門部会報告のとおり、答申を行うとしてよろしいでしょうか。

では、答申を作成するに当たり、ここ数年、答申文に附帯事項を付記しております。専門部会報告書にも附帯事項を記載しています。委員の皆様から要望、修正意見等がなければ、専門部会報告の附帯事項をそのまま記載したいと思います、いかがでしょうか。

内容修正等が必要であれば、お願いします。

河村委員 1点付け加えるのであればですけども、昨年もその前もこういった附帯事項は付けさせていただいておりますけれども、中央最低賃金審議会なり本省なり政府から何かしらの回答を頂いたことは一度もないと思っています。これは何かしらの回答はいただきたいということを強く要望させていただきたいと思います。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。

回答願うと入れますか。

河村委員 入れようがないですね。

佐藤会長 冒頭に入れますか、回答願うと。

河村委員 局長に一任します。

佐藤会長 局長、御回答をお願いいたします。

平川労働局長 では、対応につきましては、事務局の方の預かりということとさせていただきます。

佐藤会長 よろしくをお願いいたします。

それでは、この件につきましては事務局に一任をするということで、答申文の方を作成していただきますが、どれぐらいお時間必要となりますでしょうか。

中塚賃金室長 それでは、10分ほどお時間をください。

佐藤会長 では、10分ということですので、16時42分まで休会ということにさせていただきます。

では、よろしくお願いします。

〔休 会〕

佐藤会長 それでは、準備が整いましたので、再開をしたいと思います。

では、今、皆さんのところに答申文の写しの方がありますでしょうか。

では、事務局から、この答申文の読上げをお願いしたいと思います。

中塚賃金室長 それでは、読み上げます。

令和6年8月9日。鳥取労働局長、平川雅浩殿。鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡。鳥取県最低賃金の改正決定について（答申）。

当審議会は、令和6年7月1日付け鳥労発基0701第1号をもって貴職からの諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月6日発効の鳥取県最低賃金（時間額854円）は、令和4年度の鳥取県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、最低賃金の引上げを円滑に実施するため中央最低賃金審議会、厚生労働本省、及び政府に対して下記の取組を実施するよう強く要望する。

1、中央最低賃金審議会への要望。 目安額を示すに際して必ず公労使3者全会一致を原則とすること。 最低賃金の地域間格差の是正について金額の差の是正で判断すること。 政府の示した見解に対する妥当性の審議を行うこと。

2、厚生労働本省への要望。 全国地方最低賃金審議会会長会議（仮称）を設置すること。 地区別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）を設置すること。 ランク別地方最低賃金審議会会長会議（仮称）を設置すること。

3、政府への要望。 需要喚起策や生産性向上の支援を行うこと。 賃上げに伴う各種改正を行うこと。 中期的な工程表を明らかにすること。

続きまして、別紙1です。鳥取県最低賃金。

- 1、適用する地域、鳥取県の区域。
- 2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。
- 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間957円。
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
- 6、効力発生の日、法定どおり。

続きまして、別紙2でございます。鳥取県最低賃金と生活保護との比較について。

- 1、地域別最低賃金。（1）件名、鳥取県最低賃金。（2）最低賃金額、時間額854円。（3）発効日、令和4年10月6日。
- 2、生活保護水準。（1）比較対象者、18から19歳・単身世帯者。（2）対象年度、令和4年度。（3）生活保護水準（令和4年度）、生活扶助基準（第1類費プラス第2類費プラス期末一時扶助費）の鳥取県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（9万3,271円）。
- 3、生活保護に係る施策との整合性について。上記1（2）に掲げる金額の1か月換算

額と上記2(3)に掲げる金額とを比較すると、鳥取県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

下の注釈は省略させていただきます。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、答申文に御異議がなければ局長に答申させていただきますが、御意見等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

佐藤会長 それでは、答申をさせていただきます。

市村賃金室長補佐 報道の方はカメラ撮りを許可いたします。

〔会長から局長へ答申文手交〕

佐藤会長 それでは、答申をさせていただきました。

平川労働局長 ただ今鳥取県最低賃金につきまして御答申を頂きましたので、一言お礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

佐藤会長始め公労使委員の皆様には、7月1日に改正決定の諮問をさせていただいて以降、改正審議に大変な御尽力を頂きましたことにつきまして心よりお礼を申し上げます。

本年度の鳥取県最低賃金の改正につきましては、地方最低賃金審議会の目安の答申を踏まえまして、最低賃金法第9条第2項の三要素についてのデータに基づきまして、公労使で丁寧に議論を重ねていただき、本日、答申を頂いたところでございます。本日の答申を受けまして、鳥取労働局では今後、異議申出に係る公示、それから官報公示などの所定の手続を進めてまいりたいと思っております。

また、最低賃金の周知と履行確保につきましても、引き続き全力を挙げて取り組むとともに、最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業、それから小規模事業者に対します各種助成金の利用促進、価格転嫁指針の周知と賃金引上げに向けた環境整備に取り組む所存でございます。さらに答申にございます政府等への要望につきましては、厚生労働本省に対しまして、本省におきまして真剣に検討していただき、検討結果につきましても何らか必ず御返答が欲しいということも含めて強い要望があったことにつきまして、本省の方に伝えたいと考えております。

また、労働局でできる取組につきましては、関係行政機関、関連する団体とも連携の上、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

以上、簡単でございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。審議に当たってのこれ

までの御尽力、誠にありがとうございました。

佐藤会長 ありがとうございました。

では、議事の1番目、鳥取県最低賃金の改正決定については以上といたしたいと思いません。

それでは、議事の2番目、その他についてですが、事務局から今後の日程等をお願いいたします。

中塚賃金室長 それでは、申し上げます。

本日、答申を頂きましたので、本日から8月26日まで異議の申立てのための公示を行います。その結果、異議の申出がございますと、8月27日午前10時からこの会場で第547回鳥取地方最低賃金審議会を開催し、異議申出について諮問を行い、御審議をお願いすることとなりますので、よろしく申し上げます。

それから今後は、既に諮問をしております特定最低賃金に係る改正につきまして準備を進めてまいりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

佐藤会長 ありがとうございました。

事務局の説明について何かありますでしょうか。また、本日を通しまして何か御意見等ある方いらっしゃいますでしょうか。

(なし)

佐藤会長 それでは、特になければ本日の審議会は、これにて終了したいと思います。本日はお忙しいところ、大変ありがとうございました。